

共通農業政策下におけるMMBの 活動に関する一考察

—生乳クォータ制度導入との関連を中心として—

平 岡 祥 孝

目 次

- I. はじめに
- II. 生乳クォータ制度の概要
 - 1. 生乳クォータ制度導入の経緯
 - 2. 生乳クォータ制度の枠組み
- III. イングランド・ウェールズにおける生乳クォータ制度の運用とMMBの活動
 - 1. クォータの配分
 - 2. 追加課徴金制度
 - 3. クォータ数量枠の譲渡および賃貸借
 - (1) クォータ数量枠の譲渡
 - (2) クォータ数量枠の賃貸借制度
 - (3) クォータ取引の実態
 - 4. 国別酪農廃業計画
- IV. むすびにかえて

I. はじめに

小稿の課題は、欧州共同体 (European Community、以下 E C と略す)¹⁾ の共通農業政策 (Common Agricultural Policy、以下 C A P と略す) 下における連合王国 (the United Kingdom、以下イギリスと記す) のミルク・マーケティング・ボードの活動を、イングランド・ウェールズのミルク・マーケティング・ボード (Milk Marketing Board of England and Wales、以下 M M B と略す) を事例として、生乳クォータ制度 (milk quota system) への対応を中心に分析することにある。

イギリスでは、生産者生乳販売組織が協同組合組織ではなく、マーケティング・ボードという特別な形態で設立された。イギリス資本主義が大不況を経験した1930年代初頭すなわち保護農政に転換した中で、M M B は、1931年農産物販売法 (Agricultural Marketing Act, 1931) および1933年農産物販売法 (Agricultural Marketing Act, 1933) を根拠法として、「生産者が自己の生産物である生乳を最も有利に市場で販売すること」を目的として乳業資本と対等な取引交渉力を確保するために、生乳供給独占体の組織形態で1933年に設立された。²⁾ それ以降、M M B の活動を通じて生産者の取引条件は改善され、生産者価格は上昇したのである。³⁾

1939年に勃発した第2次世界大戦の期間および53年まで継続された戦後統制の期間においては、M M B は、食糧省の代理機関として食料政策の一端を担いつつ⁴⁾、生乳販売部門のみならず生乳生産分野にまでその活動範囲を拡大し、生乳の安定供給に貢献した。⁵⁾ そして、1954年から導入された不足払い制度 (deficiency payment system) の運用においては、M M B は、生乳の一元集荷・多元販売を効率的に実現することによって、政府の需給調整を成功させている。⁶⁾

しかしながら、1973年にイギリスが E C に加盟する際に、E C は、M M B の供給独占体的性格を批判した。最終的には、E C はイギリスの主張を受け入れて、部分的な組織改変を行わせたうえで M M B の存続を認めた。

MMBは、CAPの下で活動を継続することになったのである。⁷⁾

CAPは1962年に農業部門の共通政策として導入されたが、価格支持政策 (price support policy) を中心として運用され、相対的に高い支持価格水準を設定した。そのために、生産が刺激され、膨大な過剰生産が発生し、結果的にEC財政が圧迫されるという問題が深刻化したのである。生乳部門でも全く同様であり、1970～80年代初頭にかけて大量の過剰生産をもたらした。後述するように、ECは幾つかの生産過剰抑制策を講じたけれども、さしたる効果は見られなかった。それゆえ、生乳クォータ制度が、最後の手段として1984年から実施されたのである。

この生乳クォータ制度の目的は、要するに牛乳・乳製品の過剰生産を抑制し、生乳供給量を市場需要量に均衡させることである。生乳クォータ制度は、正式には追加課徴金制度 (Additional Levy System) と呼ばれるが、その名称が示すようにペナルティーを伴う生産割当計画である。

以上のような背景を踏まえて、小稿では、イギリス酪農業をヨーロッパ諸国の中で最も効率的な経営体に育成するうえで大きく貢献してきたMMBがどのように生乳クォータ制度に対応し、かつ酪農経営を支援したか、を明らかにしたい。まず、共通政策としての生乳クォータ制度全体を概観する。次に、イングランド・ウェールズにおける生乳クォータ制度運用の実態について、1980年代後半に焦点を当てて整理したうえで、同制度下におけるMMBの活動を分析する。併せて、生乳クォータ制度の運用と並行して実施された酪農廃業計画 (Milk Outgoers Scheme) についても言及する。

II. 生乳クォータ制度の概要

1. 生乳クォータ制度導入の経緯

まず、生乳クォータ制度導入までの経緯を簡単に振り返っておきたい。前述したように、膨大な過剰生産の発生によってEC財政が圧迫された。

1973～80年の期間における生乳に対する保証部門からの支出額は、平均では39%を占めていた。⁸⁾ この過剰生産に伴う財政問題は、1970年代においては酪農部門に限定されてきた、と言える。しかしながら、80年代に入ると、他の農業部門も過剰生産となり、ECは、構造的な過剰問題に直面することになったのである。⁹⁾

ECは、牛乳・乳製品の過剰に対して、供給面および需要面から種々の対策を講じてきた。しかし、それらは、「専ら対処療法的効果に留まり、過剰形成とその処分の繰り返しに終って来た」¹⁰⁾ のであった。

牛乳・乳製品の過剰に対する本格的な対応は、1976年に提示された「行動計画（1977～80年）——生乳市場における均衡達成を目指して——」（*Action Programme (1977～1980) for the Progressive Achievement of Balance in the Milk Market*）が契機となる。この行動計画に盛り込まれた対策は、次の5点であった。¹¹⁾

- ① 補助金交付に基づく生乳の出荷停止または乳牛から肉牛への転換
- ② 生乳加工部門に対する助成の3年間の停止
- ③ 生産者課徴金制度の導入
- ④ 牛乳・乳製品の域内消費の拡大および消費者助成、ならびに食品産業における牛乳・乳製品の利用助成
- ⑤ 植物油脂および魚油に対する課税¹²⁾

最初に、生乳出荷停止・乳牛転換計画（Non-Marketing and Herd Conversion Scheme）が、1976年に決定された。同計画は、生乳供給を抑制する手段として乳牛頭数を削減することを採用した計画であり、乳牛の屠殺および乳牛から肉牛への転換に対して補助金が交付された。次に、共同責任課徴金制度（Co-responsibility Levy System）が、1977年に導入された。同制度は、過剰数量を処分する場合の費用の一部を生乳生産者に負担させる制度であり、過剰出荷に対する一種の制裁金という性格を有するようになった。これらの手段は直接的な抑制策であったにもかかわらず、

さしたる生産抑制効果も表われないままに、生乳生産量は増加し続けたのである。

1982/83年度には、穀物部門と同様に酪農部門においても、保証限度数量制度が導入された。しかし、生乳の増産傾向には歯止めがかからなかった。そこで、生乳クォータ制度が、最後の手段として1984年4月1日から導入されたのである。

2. 生乳クォータ制度の枠組み

EC閣僚理事会は、1984年3月31日に生乳クォータ制度の導入を決定した。生乳クォータ制度に法的根拠を付与した法令は、「理事会規則（EEC）No.856/84」、「理事会規則（EEC）No.857/84」および「委員会規則（EEC）No.1371/84」である。生乳クォータ制度の運用期間は、当初は1989年3月31日までの5年間であったが、上記規則の改正を通じて延長された。さらに、1992年6月のEC農相理事会で採択されたCAP改革の基本方針において、生乳クォータ制度は、2000年まで継続されることが決定されたのである。¹³⁾

生乳クォータ制度は、生産者受取価格を大幅に引き下げることなく生乳生産量を市場必要量に均衡させて供給する方法であり、次の三つの手段を運用することから成り立っている。¹⁴⁾

- ① EC域内全体における飲用向け生乳と加工向け生乳を一括した生乳需要量である保証総量（guaranteed total quantity）を確定し、その一部分を共同体保留数量（Community reserve）として残したうえで、保証総量を分割して加盟国にそれぞれ配分する。国別に配分された保証数量は、その国の基準数量（reference quantity or base quantity）と呼ばれているが、これが一般に国別クォータ数量枠を意味する。

表Ⅱ－1は、各加盟国に対する保証総量の配分方法と配分数量を示

表Ⅱ-1 各加盟国に対する保証総量の配分方法と配分数量

	生乳出荷量		配分方法		1984/85年度配分数量	
	1981 (t)	1983 (t)	配分方式	基準年度	数量 (t)	83年出荷量に 対する比率 (%)
ドイツ	23,032	25,176	A	1981	23,487	- 6.7
フランス	25,090	26,080	B	1981	25,585	- 2.0
イタリア	7,811	8,232	A	1983	8,798	+ 6.9
オランダ	11,818	12,905	B	1981	12,052	- 5.5
ベルギー	3,077	3,225	A	1981	3,163	- 1.9
ルクセンブルグ	262	283	B	1981	268	- 5.3
イギリス	15,394	16,787	B	1981	15,487	- 5.0
アイルランド	4,514	5,341	B	1983	5,280	- 1.1
デンマーク	4,837	5,277	B	1981	4,932	- 5.6
ギリシャ	499	434	B	1981	472	+ 8.8
EC10カ国合計	96,334	103,690	-	-	99,524	- 4.0

(出所) 小林〔3〕p21 表1より引用

している。配分の基準は、1981年（暦年）又は83年（暦年）をまず基準年次として設定した。主な加盟国は、81年における自国の生乳出荷量実績プラス1%の水準に定められた。イタリア、アイルランドおよびスペイン（85年加盟）は、酪農業の発展が比較的遅れている事情が考慮され、83年を基準年次と定められた。イギリスは基準年次が81年に定められたので、旧西ドイツやオランダなどと同様に恩恵はなく、むしろ不利益を被ったと言えよう。

次に、自国の基準数量が確定したならば、各国は当該数量を国内に配分する。この配分の方法には二つの方式があり、その選択は各国に任された。方式A（Formula A）は「生産者基準」クォータ（“Producer based” Quota）と呼ばれ、生産者個々に対して割り当てる方式である。方式B（Formula B）は「購入者基準」クォータあるいは「乳業者基準」クォータ（“Purchaser or Dairy based”

Quota) と呼ばれ、最初に買入業者単位に分割してから次に生産者個々に割り振る方式である。

基準数量を上回る超過出荷数量分に対しては、追加課徴金がペナルティとして賦課された（「理事会規則（E E C）No. 856/84」第1条第(1)項）。この追加課徴金額は、方式Aでは目標価格（target price）の75%¹⁵⁾、方式Bでは目標価格の100%に設定された。

- ② 各生産者に配分された個々のクォータ数量枠を、その生産者が私有する権利として与えたうえで、当該権利すなわち自己のクォータ数量枠を譲渡することが認められた。法的には、「農場（holding）が売却、賃貸借又は相続される場合には、当該農場に割り当てられたクォータ数量枠のすべて又は一部分は、当該農場と共に譲渡されるものとする。この場合、クォータ数量枠の一定量は、特別な事情（special case）の際に再配分するために、加盟国保留数量（national reserve）に繰り入れられる」と規定されている（「理事会規則（E E C）No. 857/84」第7条）。

要するに、クォータ数量枠は、売買・賃貸借・相続の対象として認められたのである。これは、規模拡大に意欲的な生産者がクォータ数量枠を購入もしくは賃借すること、あるいは脱農化を希望する生産者が自己のクォータ数量枠を売却もしくは賃貸することを促す。その結果、生乳生産構造の改善に寄与することになる。

- ③ 生乳クォータ制度の運用と併用する形で酪農廃業計画を導入した。酪農廃業計画は、「理事会規則（E E C）No. 857/84」第4条第(1)項に基づいて、1984年6月から導入された。当初では、デンマークとギリシャは、同計画の導入が見送られた。

酪農廃業計画の目的は、小規模生産者あるいは高齢生産者などの非能率的な生産者を農外に退出させることによって、構造改善を短期間に実行することである。と同時に、酪農廃業計画は、離農促進交付金

表Ⅱ-2 国別酪農廃業計画の実施状況（1984年および1985年）

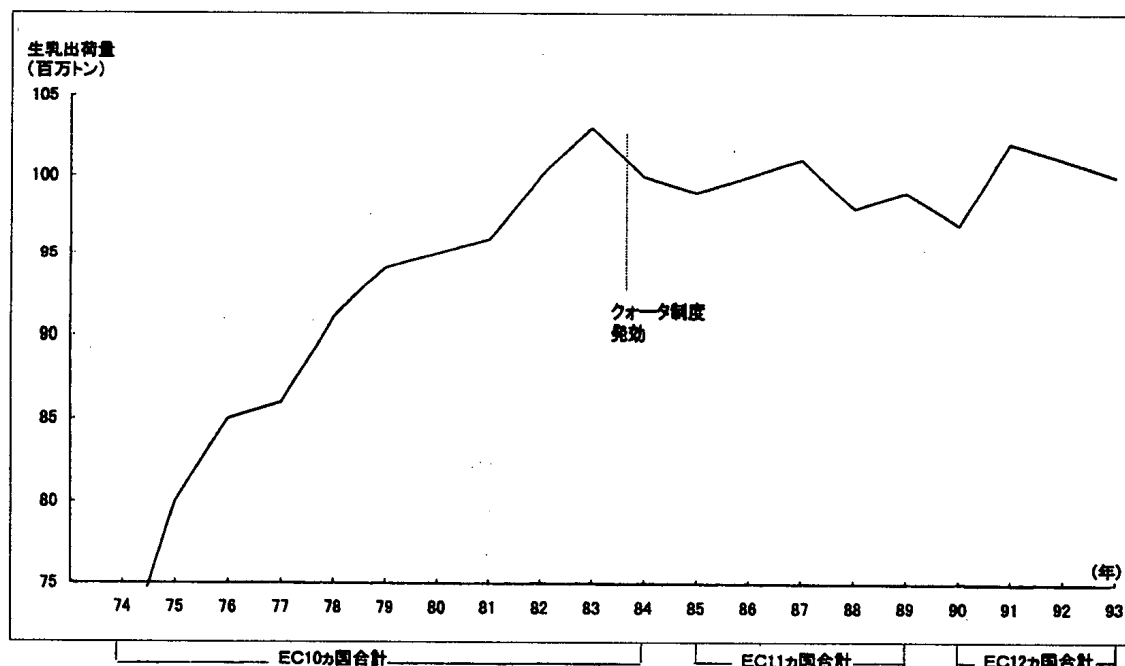
	放出クォータ数量		廃業 生産者数 (人)	酪農廃業計画 応募期間	(ECU/ 生乳100kg)	補償金 支払期間 (年)
	放出量 (千t)	保証総量に 対する比率 (%)				
ベルギー	155	4.4	4,980	85年1月1日 ～85年11月14日	33.47	4
旧西ドイツ I	1,003	4.3	27,980	84年6月1日 ～85年3月31日	41.50	10
II	250	1.1	9,000	85年7月13日 ～86年3月13日	33.20	5
フランス I	1,450	5.4	43,000	84年6月21日 ～84年8月13日	8.3～83.3 8.3 7.3 } 1)	1～10 1 } 1)
II	310	1.2	9,000	85年7月13日 ～85年8月31日	13.7	1
アイルランド	33	0.6	800	84年11月17日 ～84年12月10日	19.9	5
イタリア	400	4.0	n. a.	84年11月8日 ～85年1月31日	21.0	1
ルクセンブルグ	11	3.8	180	85年5月14日 ～85年7月15日	34.5	5
オランダ I	120	1.0	} 2,300	84年10月15日 ～84年12月1日	23.9	3
II	17	0.1		85年2月28日 ～85年3月25日	23.9	2
III	41	0.3		85年7月5日 ～86年2月15日	23.9	2
イギリス	395	2.5	2,140	84年7月24日 ～86年12月31日	20.4	5

注1) フランスは生産者の年齢によって3区分に分けられた。

(出所) IDF〔21〕p21 Table 2 より作成

の支払いを通じて社会政策的機能を果たしている。表Ⅱ-2は、国別酪農廃業計画の実施状況を示している。同表から明らかなように、旧西ドイツとフランスが酪農廃業計画の効果が大きい。逆にオランダとイギリスでは、さしたる成果は見られなかった。

図Ⅱ－１ ECにおける生乳出荷数量の推移（1974～93年）



(出所) 小林〔3〕p 114 図1を若干修正して引用

以上のような手段を用いて、生乳生産量の削減を図った。この成果を図Ⅱ－1で確認してみよう。図Ⅱ－1は、ECにおける生乳出荷数量の推移を示している。同図から明らかなように、生乳生産量は1983年をピークとして翌84年から減少傾向となり、70年代後半から80年代前半にわたって増加した膨大な過剰は処理された。生乳の生産調整という目標は、ほぼ達成されたのである。加えて、酪農生産構造も改善しつつある、と言えよう。

Ⅲ. イングランド・ウェールズにおける生乳クォータ制度の運用とMMBの活動

前述したとおり、ECの生乳クォータ制度の基本的枠組みは、EC規則に基づいて規定された。ただし、各加盟国の裁量に委ねられる事項については、各国の法令に基づく形式となっていた。イギリスでは、1984年7月24日に、1984年酪農生産クォータ諸規則（The Dairy Produce Quotas Regulations, 1984）が制定され、それ以降はその修正と改正が行われて

きている。

1. クォータの配分

まず、イギリスに配分された保証総量すなわち基準数量である。いわゆる生乳クォータは、出荷形態クォータ (dairy quota or wholesale quota) および直接販売クォータ (direct sales quota) という二種類のクォータから構成されている。出荷形態クォータは、生産者から乳業者に出荷される生乳 (deliveries to dairies) を対象としている。直接販売クォータは、生産者から消費者に直接販売される牛乳・乳製品を対象としている。イギリスは、方式B (購入者基準／乳業者基準) を選択した。その理由は、巨大な「購入者」として行動しているMMBの組織構造が、生乳クォータ制度を運用するうえで整備された管理機能を有していたからである。すなわち、MMBが農漁業食糧省 (Ministry of Agriculture Fisheries and Food, 以下MAFFと略す) の代理機関となることは、事実上必然的なことであったのである。¹⁶⁾

表Ⅲ-1は、イングランド・ウェールズにおけるクォータの配分を整理したものである。同表を参照しつつ、イングランド・ウェールズの場合について説明したい。

イングランド・ウェールズでは、出荷形態クォータ数量枠の第1次配分は、原則として、生乳クォータ制度実施日の1984年4月2日に農場を占有している生産者が83年に出荷した生乳数量から9%削減した数量を基準として算定された。¹⁷⁾ この第1次クォータ数量枠の獲得を希望する生産者は、ミルク・マーケティング・スキーム (Milk Marketing Scheme) が実施されている地域において同スキームに基づくミルク・マーケティング・ボードに登録申請を行うことが条件であった。すなわちMMBの登録生産者でなければならなかったのである。イングランド・ウェールズでは、第1次配分に関して、3万9,384人の生産者が参加し、119億9,500万ℓの出荷形

共通農業政策下におけるMMBの活動に関する一考察

表Ⅲ-1 イングランド・ウェールズのクォータ配分（1984/85～86/87年度）

	出荷形態クォータ		直接販売クォータ	
	生産者数 (人)	クォータ 数 量 (100万ℓ)	生産者数 (人)	クォータ 数 量 (100万ℓ)
1984/85年度1次配分	39,384	11,995	3,530	321
農場チーズ生産者	175	96	—	—
2次配分				
基準年度代替の場合	1,841	69	n. a.	1
経営規模拡大要求の場合（65%加算）	10,685	347	n. a.	14
1984/85年度総クォータ数量	—	12,507	—	336
酪農廃業計画分控除	1,254	-166	—	—
例外的困難の場合（75%加算）	568	+53	—	—
配分済みクォータ数量	37,774	12,394	3,373	336
保留クォータ数量		113	—	—
1985/86年度配分クォータ数量（1.03%控除）	—	12,267	—	336
酪農廃業計画分控除	416	-105	n. a.	-4
小規模生産者配分加算	14,650	+163	n. a.	+1
例外的困難の場合（25%加算）	568	+18	n. a.	+3
経営規模拡大要求の場合				
「意欲的な」規模拡大者	1,266	+19	—	—
小規模生産者	2,323	+15	—	—
1985/86年度クォータ数量	36,926	12,377	3,301	336
1986/87年度配分クォータ数量	—	12,377	—	336
酪農廃業計画分控除	n. a.	-4	—	—
クォータ交換調整	—	-2	—	+2
1986/87年度クォータ数量	35,868	12,371	3,277	338

（出所）MMB〔25〕p31 Table 4より作成

態クォータが割り当てられた。

それに加えて、「特別な事情」の下にある生産者に対しては、国別保留数量に相当する地域出荷形態クォータ保留分（regional wholesale

reserves) から追加的にクォータ数量枠が配分された。特別な事情の下にある生産者は、次の三種類に大別されたのである。

- ① クォータ数量枠算定基準年次の1983年に異常事態に遭遇して生乳生産に悪影響を受けた生産者については、基準年次が変更されて、実質的にクォータ数量枠が追加配分された (alternative base year)。
- ② 政府助成を受けながら発展計画に基づいて経営規模拡大を図っている生産者に対しても、クォータ数量枠が追加配分された (development claim)。
- ③ クォータ数量枠が上記①および②以外の理由で不足して困難に直面している生産者に対しては、後述の国別酪農廃業計画によって放出された保留分 (running regional wholesale reserves) からクォータ数量枠が2次配分された (exceptional hardship)。

これらを表Ⅲ-1で確認しよう。1984/85年度を例に挙げると、基準年次代替の場合(①)には6,900万ℓ、経営規模拡大要求の場合(②)には3億4,700万ℓ、例外的困難の場合(③)には5,300万ℓ、それぞれクォータ数量枠が追加配分されている。

直接販売クォータ数量枠の配分は、原則として1981年の直接販売数量実績プラス1%の数量を基準として算定された。¹⁸⁾ 表Ⅲ-1に示すとおり、配分された直接販売クォータ数量枠は、出荷クォータ数量枠に比べて非常に小さい。たとえば、1984/85年度の1次配分においては、直接販売クォータ数量枠は3億2,100万ℓである。これは、出荷形態クォータ数量枠に対してわずか2.676%相当である。

特別な事情の下にある生産者に対する対応は、初年度では国別保証数量の範囲内で再計算する方式であり、第2年度では国別酪農廃業計画によって放出された直接販売クォータ数量分から供給された。表Ⅲ-1から明らかのように、これらの追加配分枠は極めて少量であった。

このようにして、個々の生産者に対するクォータ数量枠の配分および保

留数量の創出が行われた。ここで注意しなければならないことは、クォータが地域ごとに割り当てられたことである。当該地域は、「課徴金制度は……加盟国領域の各地域単位で実施されること」（「理事会規則（E E C）No.856/84」第1条）に基づき、後述する課徴金制度適用の際の地理的単位となる。そしてこの地域は、「加盟国の領域のすべて又は一部であり、かつ地理的に一体となっており、自然条件、生産構造および家畜の平均生産性が類似していること」（「理事会規則（E E C）No.856/84」第1条第(2)項）と定義された。

イギリスでは9地域に分割されたが、基本的には、5つのミルク・マーケティング・ボード（MMBs）の運営対象地域と合致するものであった。このためイングランド・ウェールズでは、シリィ諸島（Scilly Isles）を除いて、MMBの運営対象地域が一つの単位となった。それゆえ、MMBの役割は極めて重要となったのである。

2. 追加課徴金制度

前述したとおり、クォータ数量枠を超過した生産数量分に対しては、追加課徴金が賦課された。出荷形態クォータでは、課徴金徴収の方法が二通りあった。自己のクォータ数量枠を超過した生産者個人がその超過数量に関して直接負担する方式（方式A）と、生乳購入者がそのクォータ数量枠を超過した生乳量に関して負担する方式（方式B）である。方式Bでは、生乳購入者が負担した課徴金は個々の生産者に転嫁される。他方、直接販売クォータでは、方式Aの適用が決定されていた。

イギリスにおいては、出荷形態クォータでは原則的に方式B、直接販売クォータでは方式Aが導入された。出荷形態クォータにおいて方式Bが採用された理由は、前述の地域単位からMMBsがそれぞれ単一の製酪工場と見なされ、生乳クォータ制度運用上機能的な単一組織であったからである。¹⁹⁾ ただし、北アイルランド（Northern Ireland）およびシリィ諸島は、

初年度に限って方式Aが採用された。

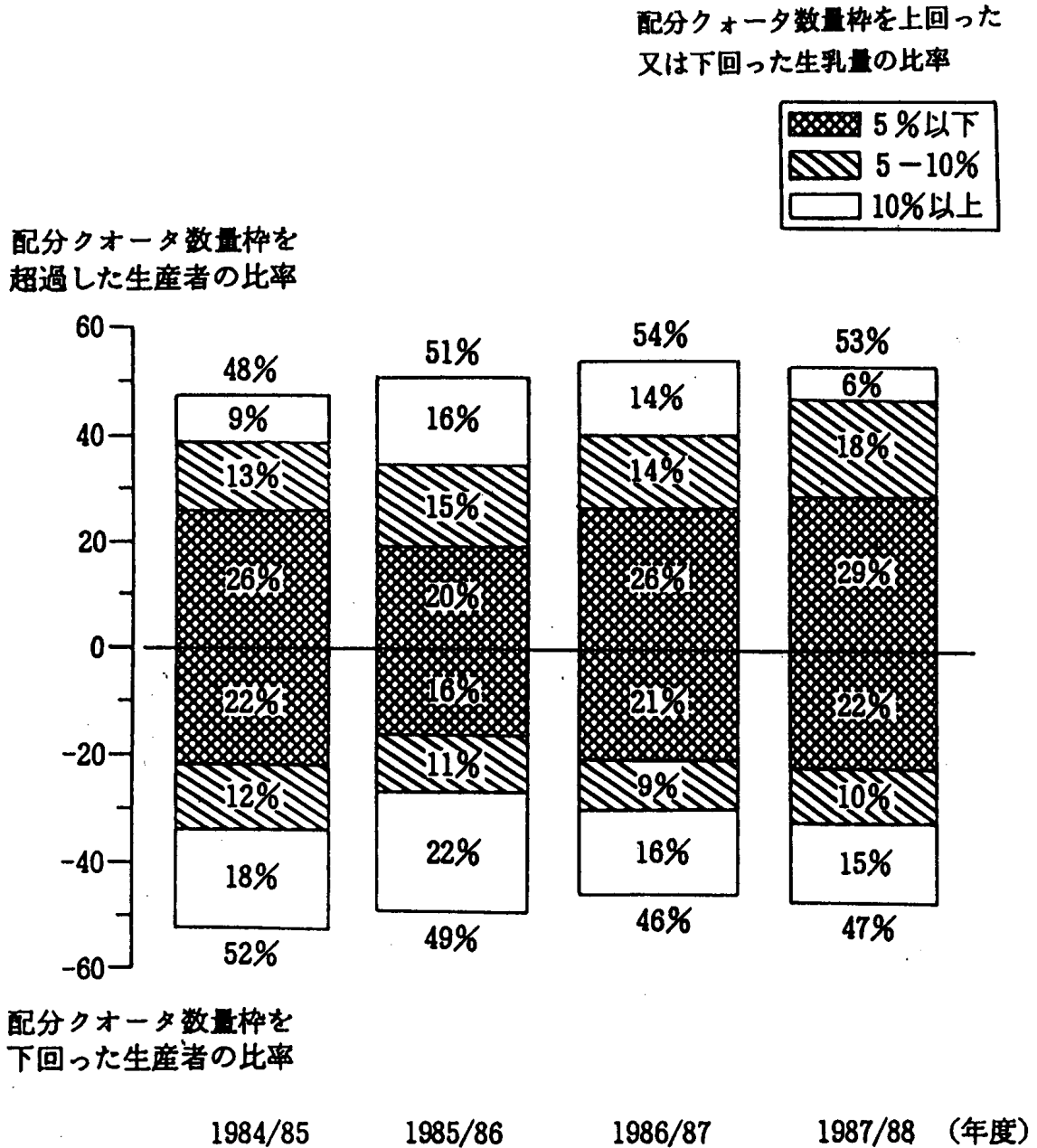
方式Bでは、生乳購入者（乳業者）の段階において超過数量が発生したときに、その超過数量分に関して生乳目標価格の100%相当の追加課徴金を支払う義務が生じる。この課徴金額が、自己のクォータ数量枠を超過して出荷した生産者個々に対して、それぞれの超過数量分に応じて転嫁されることになる（「理事会規則（E E C）No.857/84」第10条）。しかし逆に、一部の生産者は、自己のクォータ数量枠を下回る数量しか出荷しない。このために、超過出荷数量がある程度相殺される。結果的に、負担すべき課徴金総額は減少することになるのである。課徴金総額は、MAFFに代わってMMBを通じて徴収される。

MMBが単一の製酪工場と見なされたために、方式Bにおける課徴金制度は弾力的に運用され、生産者負担の軽減に寄与した。さらに、各地域間における未利用クォータ数量枠を一時的に再配分する措置、および出荷形態クォータと直接販売クォータの両者を保有する生産者が一方の未利用のクォータ数量枠をもう一方のクォータ数量枠と内部交換することができる措置によって²⁰⁾、追加課徴金制度の弾力性は増大した。MMBの存在が生産者に有利に作用した、と言える。

しかるに、1987年4月1日から追加課徴金制度は変更された。方式Aの課徴金水準が方式Bと同様に目標価格の100%に引き上げられ、加えて方式Bの課徴金徴収方法が厳格化されたのである。方式Bにおいては、生乳購入者から自己のクォータ数量枠を超過して出荷した生産者に対する課徴金転嫁の方法が、次のように変更された。すなわち、自己のクォータ数量枠を下回る出荷実績の生産者の未利用クォータ数量枠によって相殺可能な超過出荷数量の限度を「堰止水準」（threshold level）として設定した。そして、この堰止水準を上回る超過出荷数量分に対しては、目標価格の100%の課徴金が賦課されるようになったのである。

図Ⅲ－1は、全生産者に占める配分クォータ数量枠を上回った又は下回っ

図Ⅲ-1 全生産者に占める配分クォータ数量枠を上回った又は下回った生産者の比率



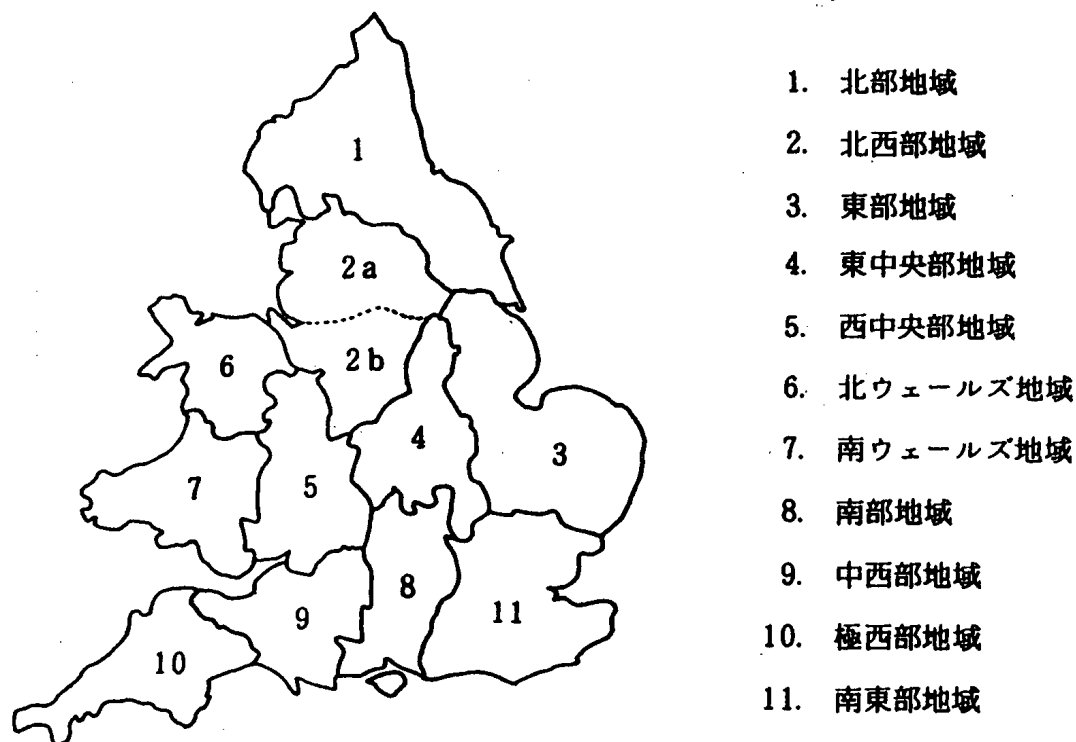
訳注：グラフ内の数字は全生産者に対する各生産者グループの比率である。

(出所) MMB〔24〕p1 Diagram 1より作成

表Ⅲ-2 地域別のクォータ配分状況 (1984/85~88/89年度)

M M B 地域	1984/85			1985/86			1986/87			1987/88			1988/89		
	生産者数 (人)	クォータ 数量 (100万ℓ)	クォータ 上回り クォータ 下回り率 (%)	生産者数 (人)	クォータ 数量 (100万ℓ)	クォータ 上回り クォータ 下回り率 (%)	生産者数 (人)	クォータ 数量 (100万ℓ)	クォータ 上回り クォータ 下回り率 (%)	生産者数 (人)	クォータ 数量 (100万ℓ)	クォータ 上回り クォータ 下回り率 (%)	生産者数 (人)	クォータ 数量 (100万ℓ)	クォータ 上回り クォータ 下回り率 (%)
	北部地域	4,336	1,329	- 1.8	4,272	1,338	- 1.7	4,195	1,334	0.0	4,097	1,248	+ 0.1	3,990	1,215
北西部地域	8,905	2,824	- 1.0	8,689	2,838	- 0.1	8,462	2,850	+ 1.2	8,261	2,688	- 0.2	8,059	2,633	+ 0.9
東部地域	846	379	- 1.0	796	364	+ 0.3	775	361	+ 1.2	736	327	+ 0.9	697	308	+ 0.6
東中部地域	1,539	612	- 0.9	1,481	601	+ 1.7	1,434	607	+ 3.0	1,391	570	- 0.2	1,351	552	+ 0.4
西中部地域	3,547	1,320	- 2.1	3,485	1,313	+ 0.9	3,418	1,320	+ 1.8	3,340	1,239	+ 0.2	3,267	1,212	+ 0.7
北ウェールズ地域	2,213	501	- 1.2	2,179	507	- 1.0	2,106	507	+ 0.6	2,065	478	- 0.8	2,009	467	+ 0.3
南ウェールズ地域	4,375	1,019	- 1.9	4,292	1,036	- 2.3	4,140	1,019	- 0.7	4,010	949	+ 0.8	3,858	917	- 0.5
南部地域	1,249	632	- 3.1	1,213	621	+ 1.0	1,163	627	- 0.2	1,116	579	- 0.1	1,084	559	+ 1.1
中西部地域	4,330	1,960	- 2.2	4,246	1,951	+ 1.7	4,101	1,945	+ 1.1	4,010	1,838	+ 1.2	3,901	1,803	+ 1.3
極西部地域	5,377	1,483	- 2.8	5,231	1,496	- 0.3	5,065	1,500	- 0.7	4,943	1,420	+ 0.4	4,762	1,395	- 0.1
南部地域	1,460	671	- 3.7	1,394	652	+ 0.6	1,341	644	- 0.3	1,193	588	- 1.0	1,139	554	- 0.6
イングランド・ウェールズ全域	38,177	12,730	- 1.9	37,278	12,717	+ 0.1	36,200	12,714	+ 0.7	35,162	11,924	+ 0.2	34,117	11,615	+ 0.6

図Ⅲ-2 MMB域内における11地域



表Ⅲ-3 地域別の課徴金対象の生産者数および生乳量 (1988年7月)

地 域	対 象 生 産 者 数 (人) ()内は地域内総生産者数に対する比率		対象生産量 (100万ℓ)
北 部 地 域	337	(8.3%)	2.3
北 西 部 地 域	770	(9.4%)	6.2
東 部 地 域	95	(13.0%)	1.0
東 中 央 部 地 域	166	(12.0%)	1.9
西 中 央 部 地 域	384	(11.5%)	4.5
北 ウ ェ ー ル ズ 地 域	231	(11.3%)	1.5
南 ウ ェ ー ル ズ 地 域	572	(14.4%)	4.6
南 部 地 域	132	(12.0%)	1.4
中 西 部 地 域	510	(12.8%)	5.4
極 西 部 地 域	527	(10.8%)	3.3
南 東 部 地 域	128	(10.9%)	1.5
イングランド・ウェールズ全域	3,852	(11.0%)	33.6

(出所) MMB〔24〕p2 Table 1より作成

た生産者の比率を示している。また表Ⅲ－2は、地域別のクォータ数量枠の配分状況を示したものである。図Ⅲ－2に示すとおり、MMBはイングランド・ウェールズ単一の組織であったが、その運営上11地域（region）に分割していた。

追加課徴金制度が変更された1987/88年度を見ると、86/87年度と同様に、全生乳生産者の半数以上が自己の年間生乳クォータ数量枠を超過している。しかし、87/88年度では、生乳1ℓ当たり19ペンスの重課徴金がペナルティーとして超過数量分に賦課されることになったので、自己のクォータ数量枠を10%以上上回る生産者は、全生産者の6%と少なかった。

このことは、表Ⅲ－2からも確認できる。86/87年度と87/88年度のクォータ上回り率/クォータ下回り率を比較するならば、地域的なばらつきがあるけれども、イングランド・ウェールズ全域で見ると、クォータ数量枠は7億9,000万ℓ減少し、クォータ上回り率は+0.7%から+0.2%に低下している。

また表Ⅲ－3は、1988年7月時点における地域別の課徴金対象となる生産者数および生乳量を示している。イングランド・ウェールズでは、全生産者の約11%を占める4,000人弱の生産者が課徴金対象者となり、その対象数量は3,360万ℓであった。この課徴金総額は約640万ポンドにのぼった。

3. クォータ数量枠の譲渡および賃貸借

(1) クォータ数量枠の譲渡

権利の移転を伴うクォータ数量枠の実質的な移動には、次の三種類の方式がある。

- ① 「委員会規則（E E C）No.1371/84」第4条第(5)項および第(6)項を根拠とする、生産者間における直接販売クォータ数量枠と出荷形態クォータ数量枠の交換
- ② 「理事会規則（E E C）No.857/84」第7条第(1)項を根拠とする、

経営の売買・賃貸借・相続に伴うクォータ数量枠の譲渡 (transfer)

- ③ 「理事会規則 (E E C) No. 2998/87」第1条を根拠とする、経営 (土地) の移転を伴わないクォータ数量枠の一時的譲渡である賃貸借 (leasing)

クォータ数量枠の譲渡に関しては、「売買、賃貸借又は相続に基づき酪農経営が譲渡される場合には、それに対応する基準量のすべて又は一部が、別途決定される手続きに従って買い手、貸借人又は相続人に譲渡される」(「理事会規則 (E E C) No. 857/84」第7条第(1)項)と定められている。そして、その実施細則は、「委員会規則 (E E C) No. 1371/84」に定められている。

イギリスでは、上述のE C規則に基づいて、1984年酪農生産クォータ諸規則の規則4および規則5において定められた。経営の占有に変更が生じた場合には、経営を譲渡された者は、占有変更に関して証明する文書を21日以内に農漁業食糧大臣に提出しなければならない。²¹⁾

前述のとおり、生乳クォータ制度を運用するにあたって必要とされる関係大臣の機能の大部分は、MMBsに委任されている。それゆえ、イングランド・ウェールズの場合でも、クォータ数量枠の譲渡に関する事務手続きの大部分が、MMBに委任された。クォータ数量枠の譲渡契約は、個人間相互の直接の契約もしくは仲介業者を通じた契約として結ばれる。そして、契約書類はMMBの地域事務所に送付され、MMBによって当該申請は処理される。²²⁾ 1ha当たり2万ℓを上回るクォータ数量枠を譲渡する場合には、MAFFに申告しなければならない。²³⁾

ここで注意しなければならないことは、クォータは農地と合体しており、農地を分離してクォータ数量枠のみを売買することは認められていないことである。イギリスでは、クォータ数量枠の譲渡契約が成立したときには、買い手が購入する数量枠の一部を取引税として物納税 (tax in kind) の形態で徴収され、²⁴⁾ 加盟国クォータ保留数量に繰り入れられる。

(2)クォータ数量枠の賃貸借制度

さらにイギリスでは、農地を伴わない短期的なクォータ数量枠譲渡の手段として、クォータ数量枠の賃貸借制度 (leasing scheme) が重要である。

「理事会規則 (E E C) No. 857/84」第8条では、酪農経営の譲渡を伴うクォータ数量枠の譲渡を除いて、「方式Bを適用する場合には、加盟国は、生乳および乳製品の購入者が第10条に定める数量の割り当て又は再割り当てを含めて、割り当てられた基準量の管理が可能である」と規定されている。イギリスでは、この条項を次のように解釈した。

すなわち、特定年度に関して自己が必要とする以上の出荷形態クォータ数量枠を保有していると判断する生産者が、当該年度にわたって他の生産者に対して、自己の必要以上の余分なクォータ数量枠を再配分 (賃貸) することができるという、クォータ数量枠賃貸借制度を、MMBs が運営することを許可するものと解釈したのである。²⁵⁾

それゆえ、1986年酪農生産クォータ諸規則 (The Dairy Produce Quotas Regulations, 1986) 規則11によって、クォータ数量枠賃貸借制度に法的根拠が付与された。この賃貸借制度に基づくクォータ数量枠の再配分は一時的措置であり、次年度当初の4月1日には元の保有者に返却されることになっていた。

クォータ数量枠賃貸借制度は1986/87年度から導入されたが、イングランド・ウェールズでは、MMBが当該賃貸借制度を実施した。ただし、E C閣僚理事会がクォータ数量枠の賃貸借制度を認める規則を制定することに合意したのは、1987年7月1日である。そして、「理事会規則 (E E C) No. 2998/87」として同年10月5日に制定されたのである。

クォータ数量枠賃貸借制度の目的は、あくまでも生産者が生産計画を柔軟に運用することを意図しているのである。毎年度4月1日から7月31日までの期間が募集期間とされ、クォータ数量枠の賃貸借は、農地の如何な

る譲渡も伴わないと定められた。そして、クォータ数量枠を賃貸する生産者は、自己のクォータ数量枠を少なくとも5,000ℓ手元に残しておかなければならず、すべての数量枠を賃貸することはできない。また、賃貸する生産者は、賃貸期間中は農場を離れることはできない。²⁶⁾

この賃貸借におけるMMBの役割は、次のとおりである。クォータ数量枠の賃貸借を希望する場合には、MMB作成の申請用紙に必要事項を記入し、貸し手および借り手の両者が署名したうえで、7月31日までにMMBに返送する。MMBは、譲渡登録手数料として1件当たり10ポンドを借り手の乳代から徴収する。クォータ数量枠の賃貸借契約は私的契約であるので、契約相手を見つけることは個人の努力によるが、MMBの地域事務所は、賃貸希望者および貸借希望者のリストを保管しており、契約成立を支援しているのである。このように、MMBは仲介役である。ただし、クォータの価格決定は市場メカニズムに委ねられている。

(3)クォータ取引の実態

ここで、イングランド・ウェールズにおけるクォータ数量枠の譲渡および賃貸借の実態を見よう。表Ⅲ-4は、1984/85～88/89年度の5年間におけるクォータ数量枠の譲渡、および86/87～88/89年度の3年間におけるクォータ数量枠の賃貸借について整理したものである。特徴的なことは、クォータ数量枠の移動性(mobility)が高いことである。とりわけ、86/87年度に賃貸借制度が導入されて以降、全クォータ総量の6%以上の数量が取引されている。また、参加生産者数の増加も著しい。これはMMBの仲介業者が実績を上げている証左となる。

また、表Ⅲ-5は、1987/88年度におけるクォータ数量枠の地域間移動を示している。同表から明らかなように、南ウェールズ地域および南東部地域から西部諸地域および北西部地域に、クォータ数量枠の純移転が行われている。特徴的なことは、地域を越えてクォータ数量枠の移動が見られ

表Ⅲ-4 クォータ数量枠の譲渡および賃貸借（1984/85～88/89年度）

	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89
総クォータ譲渡数量（100万ℓ）					
購入数量	86.6	386.3	583.7	655.4	432.7
（全クォータ数量に対する比率（%））	(0.7)	(3.1)	(4.7)	(5.6)	(3.8)
賃貸借数量	—	—	195.0	254.8	341.5
（全クォータ数量に対する比率（%））	—	—	(1.6)	(2.2)	(3.0)
総計	86.6	386.3	778.7	910.2	774.2
（全クォータ数量に対する比率（%））	(0.7)	(3.1)	(6.3)	(7.8)	(6.8)
純クォータ譲渡数量（100万ℓ）					
購入数量	n. a.	n. a.	464.0	420.9	365.3
（全クォータ数量に対する比率（%））	—	—	(79.5)	(64.2)	(84.4)
賃貸借数量	—	—	193.7	251.0	337.5
（全クォータ数量に対する比率（%））	—	—	(99.3)	(98.5)	(98.8)
譲渡された生産数量（100万ℓ）					
購入数量を含む	43.9	101.7	225.2	290.3	134.5
総取引数量（100万ℓ）					
購入数量	409	2,752	4,864	6,276	5,014
賃貸借数量	—	—	3,252	5,667	7,328
総計	409	2,752	8,116	11,943	12,342
クォータ譲渡取引参加生産者数（人）					
購入	537	2,250	3,492	3,951	4,078
販売	560	1,549	2,105	2,099	1,940
購入および販売	31	289	600	1,229	368
小計	1,128	4,088	6,197	7,279	6,386
賃貸	—	—	3,010	4,804	6,016
賃貸	—	—	1,475	2,323	2,621
賃貸および賃貸	—	—	23	74	64
小計	—	—	4,508	7,201	8,701
総計	1,128	4,088	9,792	13,108	13,772
クォータ推定平均価格（ペンス/ℓ）					
購入価格	12.0	13.5	21.5	28.0	34.0
賃貸価格	—	—	3.0	5.0	5.2

（出所）MMB〔25〕p 44 Table 9より作成

表Ⅲ－５ クォータ数量枠の地域間移動（1987/88年度）

地 域	取引件数 (件)	総 移 転 ク ォ ー タ 数 量			純増クォータ数量 もししくは 純減クォータ数量 (100万ℓ)	
		移 入 クォータ 数 量 (100万ℓ)	地域内移転 クォータ 数 量 (100万ℓ)	移 出 クォータ 数 量 (100万ℓ)	（ ）内の数値は 総合クォータ数量に 対する比率(%)	
北 部 地 域	909	13.9	65.7	18.6	- 4.7	(0.4)
北 西 部 地 域	1,595	36.5	136.0	22.7	+ 13.8	(0.5)
東 部 地 域	189	3.6	7.4	9.7	- 6.1	(1.9)
東中央部地域	171	10.6	15.8	7.3	+ 3.3	(0.6)
西中央部地域	470	16.2	36.4	14.2	+ 2.0	(0.2)
北ウェールズ地域	212	6.0	11.7	3.6	+ 2.4	(0.5)
南ウェールズ地域	714	5.6	50.2	16.3	- 10.7	(1.1)
南 部 地 域	238	5.8	17.9	13.9	- 8.1	(1.4)
中 西 部 地 域	607	17.9	69.4	9.7	+ 8.2	(0.5)
極 西 部 地 域	766	11.7	78.2	4.5	+ 7.2	(0.5)
南 東 部 地 域	222	4.1	16.8	11.4	- 7.3	(1.3)
イングランド・ウェールズ全体	6,159	131.9	505.5	139.9	-	-

(出所) MMB〔24〕p8 Table 8より作成

ることである。すなわち、クォータ取引の広域性が読み取れる。これは、MMBの地域事務所が相互に連携して仲介業務を行っており、その成果が表われていると考えられる。

4. 国別酪農廃業計画

酪農廃業計画は、生乳生産の最終的停止を奨励する補償措置である。同計画への応募者は、生乳クォータ制度が存続する期間は生乳生産を営まないことを条件として、自己が所有するクォータ全量を放棄する代わりに、離農交付金を受け取る。表Ⅲ－6は、イギリスにおける国別酪農廃業計画の実施状況（1986年1月末時点）を示している。イングランド・ウェール

表Ⅲ-6 イギリスにおける国別酪農廃業計画の実施状況（1986年1月末時点）

	買上げ 目標数量 (100万ℓ)	買上げ 数量実績 (100万ℓ)	目標達成率 (%)	参加生産者数 (人)
イングランド・ウェールズ	289.0	282.3	97.7	1,661
スコットランド	29.8	29.4	98.7	130
北アイルランド	66.1	32.3	48.9	383
イギリス全体	384.9	344.0	89.4	2,174

(出所) House of Lords Select Committee on the European Communities
〔20〕p 15 Table より作成

表Ⅲ-7 イングランド・ウェールズの酪農廃業計画の実施状況

地 域	生産者数(人)	クォータ数量(100万ℓ)
北部地域	183 (4.1)	28 (2.1)
北西部地域	326 (3.6)	44 (1.6)
東部地域	109 (11.8)	24 (6.6)
東中央部地域	101 (6.3)	21 (3.5)
西中央部地域	154 (4.2)	27 (2.1)
北ウェールズ地域	96 (4.2)	8 (1.7)
南ウェールズ地域	138 (3.1)	14 (1.3)
南部地域	76 (5.8)	17 (2.8)
中西部地域	129 (2.9)	27 (1.5)
極西部地域	257 (4.7)	32 (2.2)
南東部地域	98 (7.0)	29 (4.6)
イングランド・ウェールズ全域	1,670 (4.3)	271 (2.2)

注) () の数字は各地域における総生産者数あるいはクォータ総量に対する比率 (%) である。数量は1985/86年度数値であり、生産者に対する追加配分決定量を含む。1985/86年度以降の酪農廃業者を除く。

(出所) MMB〔25〕p 35 Table 8 より作成

ズにおける初期の目的は、生乳1ℓ当たり13ペンスの離農交付金を5年間均等分割払いすることを提示することによって、イングランド・ウェールズに配分されたクォータの2.25%（約2億8,900万ℓ）を買い上げることであった。参加生産者数は1,661人であり、買上げ数量実績は2億8,230万ℓであった。その達成率は、ほぼ100%に近い数字であった。

また、表Ⅲ-7は、MMBの地域別酪農廃業計画の実績を示している。生産者全体に占める同計画参加者の比率、あるいはクォータ総量に占める放出クォータ数量の比率から見ても、東部地域および南東部地域が高い実績を表わしている。

IV. むすびにかえて

これまでに明らかのように、ECの共通政策である生乳クォータ制度下においても、MMBは有効に機能した。その主たる要因は、MMBが個別・分散化して活動している地域限定的な小規模組織ではなく、単一の全国的組織であったからである、と指摘することができる。方式Bを採用することによって、課徴金制度は弾力的に運用された。それゆえ、生産者の負担は軽減されたのである。また、MMBは、クォータ数量枠貸借制度に対して効果的に対応し、仲介業務を通じて同制度の利便性を高めた。クォータ取引の広域性がそれを示している。このMMBの対応は、酪農構造改善にも寄与した、と言えよう。

しかしながら、イギリスのEC加盟以降においては、MMBの経営与件は大きく変化した。²⁷⁾ 生乳クォータ制度導入との関連で限定するならば、1980年代後半にクォータ数量枠が順次削減されたことが、非常に大きい影響を与えた。飲用乳市場への供給量を一定水準に維持するためには、加工原料乳市場への供給量は必然的に減少せざるを得なかった。このために、乳業者は、過剰な製造設備を廃棄しなければならなくなったのである。このような状況において、従来の乳価決定方式（CATFI方式）の限界が

露呈し、これがMMB解体の一つの要因となった。すなわち、新しい乳価決定方法が求められたのである。

そして、1994年11月1日にMMBは解体され、協同組合原則に基づく生乳共販組織であるミルク・マーク（Milk Marque, MM）が新しく設立されて、生乳入札制度が導入されたことは、周知のとおりである。MMBは基本的には生乳共販に特化した生産者組織であり、クォータ仲介業務は外部委託している。この点については、稿を改めて論じたい。

— 註 —

- 1) ECは、1992年2月に調印されたマーストリヒト条約以降においては、言うまでもなく欧州連合／欧州同盟（European Union, EU）に名称が変わっているが、小稿では当時のECを用いる。
- 2) MMBの設立過程については、さしあたり平岡〔6〕を参照されたい。
- 3) MMB設立当初の活動成果については、さしあたり平岡〔9〕を参照されたい。
- 4) 戦時食料政策における牛乳の重要性については、平岡〔8〕が詳細に分析している。
- 5) 第2次世界大戦下における生乳生産政策とMMBの活動については、さしあたり平岡〔10〕を参照されたい。
- 6) 不足払い制度下におけるMMBの活動成果については、たとえば小林〔2〕を参照されたい。
- 7) このMMBをめぐるECとイギリスの議論の過程については、平岡他〔7〕が詳細に分析している。
- 8) Neville-Rolfe〔27〕p365。
- 9) この点について詳しくは、田中〔4〕pp14～17を参照されたい。
- 10) 松浦〔12〕p29。
- 11) この点について詳しくは、CEC〔15〕を参照されたい。
- 12) 油脂税のみ対策として具体化されなかったのである。
- 13) EC共通農業政策の1992年改革については、CEC〔18〕が詳しい。
- 14) 生乳クォータ制度における三つの手段を整理するにあたっては、小林〔3〕に多くを負っている。
- 15) 方式Aは1985／86年度に修正され、目標価格の100％に引き上げられたが、さらに89／90年度には目標価格の115％に再修正された。

- 16) MMB [25] p9。
- 17) MMB [25] p9。
- 18) MMBs [32] p11。
- 19) MMB [22] p2。
- 20) MMBs [33] p60。
- 21) 占有変更に関する文書提出については、1988年酪農生産クォータ（修正）諸規則（The Dairy Produce Quotas (Amendment) Regulations, 1988）において2か月以内と修正されている。
- 22) Poole [29] pp18～19。
- 23) Poole [29] p19。
- 24) この点に関する理論的分析については、Alison Burrell, “The Microeconomics of Quota Transfer” が代表的な論文である。同論文は、小林監訳 [14] に訳出されて収められている。pp16～41を参照されたい。
- 25) MMBs [33] p66。
- 26) Poole [29] p17。
- 27) この点について詳しくは、平岡他 [11] を参照されたい。

—— 参考文献 ——

- [1] 長部重康「E C農業の危機とその構造」『経済学批判特集 世界農業問題』、1980年、pp58～77。
- [2] 小林康平「牛乳の需給調整と財政支出—アメリカ・イギリス・日本の比較—」土屋圭造編『農産物の過剰と需給調整』農林統計協会、1984年、pp123～143。
- [3] 小林康平「E C生乳生産調整政策と加盟主要国の農業構造への影響」『農林業問題研究』第116号、1994年9月、pp112～120。
- [4] 田中素香「E C共同農業政策の改革をめぐって—一般的過剰生産の出現とE Cの対応—」『経済研究』第38巻第1号、1987年1月、pp13～25。
- [5] 柘植徳雄『E C農業の需給調整—牛乳クォータ制度を中心に』農林水産省農業総合研究所、1989年。
- [6] 平岡祥孝「イギリスにおけるミルク・マーケティング・ボード設立の社会的・経済的背景」京野禎一編著『競争下の食料品市場』筑波書房、1988年、pp169～189。
- [7] 平岡祥孝・小林康平「E C共通農業政策の確立過程—イギリスのミルク・マーケティング・ボードの取り扱いをめぐって—」『日本E C学会年報』第9号、1989年10月、pp177～201。

- [8] 平岡祥孝「第2次世界大戦下のイギリスにおける牛乳消費に関する一考察－戦時食料政策との関連を中心として－」『北海道武蔵女子短期大学紀要』第27号、1995年3月、pp87～114。
- [9] 平岡祥孝「イギリスのミルク・マーケティング・ボード設立当初の組織と活動に関する一考察」『北海道武蔵女子短期大学紀要』第28号、1996年3月、pp1～40。
- [10] 平岡祥孝「第2次世界大戦下のイギリスにおける生乳生産政策に関する一考察」『地域農林経済学会大会報告論文集』第5号、1997年3月、pp35～40。
- [11] 平岡祥孝・小林康平「イギリスの生乳流通制度改革の社会・経済的背景－イギリスのEC加盟以降におけるミルク・マーケティング・ボードの経営与件の変化－」『協同組合研究』第17巻第2号、1997年12月、pp50～66。
- [12] 松浦利明「ECにおける牛乳・乳製品過剰問題」『農業総合研究』第36巻第1号、1982年1月、pp1～50。
- [13] 山内豊二「欧州共同体の共通農業政策と市場経済－共同農業市場の構造と域内問題を中心として－」『大阪商業大学論集』第74号、1985年12月、pp21～41。
- [14] Burrell, Alison (ed.), *Milk Quotas in the European Community*, C・A・B International, 1989 (小林康平監訳・平岡祥孝訳『EC酪農業における生乳クォータ制度』農政調査委員会、1991年)
- [15] Commission of the European Communities (CEC), *Action Programme (1977-1980) for the Progressive Achievement of Balance in the Milk Market*, Office for Official Publications of the European Communities, 1976
- [16] Commission of the European Communities (CEC), “Milk The Quota System” *Green Europe Newsletter* No.203, 1984
- [17] Commission of the European Communities (CEC), “Final Report to the Council concerning the application of the additional levy system in the milk sector” *Implication of Agricultural Stabilizers volume II-B Milk Sector*, Com (87)
- [18] Commission of the European Communities (CEC), *CAP Working Note 1992 the Common Agricultural Policy*, 1992
- [19] Goossens, F., B. Minten and J. Swinnen, “The Effect of Milk Quotas on Community Agriculture” *Agra Europe Special Report* No.40, 1987
- [20] House of Lords Select Committee on the European Communities, *Session 1985-86 7th Report Milk Production (Outgoers Scheme)*, Her

- Majesty's Stationery Office, 1986
- [21] International Dairy Federation (IDF), "Quota Controls on Milk Supplies and Supply Management 2nd ed" *Bulletin of the International Dairy Federation* No.245, 1989
 - [22] Milk Marketing Board (MMB), *Milk Quotas - The First Three Years-*, 1987
 - [23] Milk Marketing Board (MMB), *Quota Transfer - Explanatory Note-*, 1988.
 - [24] Milk Marketing Board (MMB), *The Management of Quotas in 1987/88*, 1989.
 - [25] Milk Marketing Board (MMB), *Five Years Milk Quotas - A Progressive Report-*, 1989 (小林康平・平岡祥孝訳「イギリス酪農業におけるクォータ制度運用5年間の実績」『のびゆく農業』811-812, 1992年)
 - [26] Ministry of Agriculture Fisheries and Food (MAFF), *Milk Production Before and After Quotas*, Her Majesty's Stationery Office, 1988 (小林康平訳題・平岡祥孝訳「イギリス酪農業におけるクォータ制度導入による生産構造の変化」『のびゆく農業』779-780, 1990年)
 - [27] Neville-Rolfe, E., *The Politics of Agriculture in the European Community*, Policy Studies Institute, 1984
 - [28] Poole, A. H., "The Reaction to Milk Quotas in Some European Countries" *FMS Information Unit Report* No.51, Milk Marketing Board, 1986
 - [29] Poole, A. H. "Acquiring Quota" *FMS Information Unit Report* No.60, Milk Marketing Board, 1988
 - [30] The Federation of United Kingdom Milk Marketing Boards (MMBs), *United Kingdom Dairy Facts & Figures 1981*, 1981
 - [31] The Federation of United Kingdom Milk Marketing Boards (MMBs), *United Kingdom Dairy Facts & Figures 1983*, 1983
 - [32] The Federation of United Kingdom Milk Marketing Boards (MMBs), *United Kingdom Dairy Facts & Figures 1984*, 1984
 - [33] The Federation of United Kingdom Milk Marketing Boards (MMBs), *United Kingdom Dairy Facts & Figures 1988*, 1988
 - [34] Commission Regulation (EEC) No.1565/79. Official Journal, L. 188 (28. 7. 1979)
 - [35] Commission Regulation (EEC) No.1371/84. Official Journal, L. 188

- (18. 5. 1984)
- [36] Commission Regulation (EEC) No.2133/86. Official Journal, L. 187
(9. 7. 1986)
- [37] Commission Regulation (EEC) No.2969/86. Official Journal, L. 276
(27. 9. 1986)
- [38] Commission Regulation (EEC) No.1211/87. Official Journal, L. 115
(1. 5. 1987)
- [39] Commission Regulation (EEC) No.168/87. Official Journal, L. 157
(17. 6. 1987)
- [40] Commission Regulation (EEC) No.3331/87. Official Journal, L. 316
(6. 11. 1987)
- [41] Council Regulation (EEC) No.804/68. Official Journal, L. 148 (28. 6.
1968)
- [42] Council Regulation (EEC) No.1421/78. Official Journal, L. 171 (28. 6.
1978)
- [43] Council Regulation (EEC) No.1422/78. Official Journal, L. 171 (28. 6.
1978)
- [44] Council Regulation (EEC) No.856/84. Official Journal, L. 90 (1. 4.
1984)
- [45] Council Regulation (EEC) No.857/84. Official Journal, L. 90 (1. 4.
1984)
- [46] Council Regulation (EEC) No.590/85. Official Journal, L. 68 (8. 3.
1985)
- [47] Council Regulation (EEC) No.1298/85. Official Journal, L. 137 (27. 5.
1985)
- [48] Council Regulation (EEC) No.1305/85. Official Journal, L. 137 (27. 5.
1985)
- [49] Council Regulation (EEC) No.1336/86. Official Journal, L. 119 (8. 5.
1986)
- [50] Council Regulation (EEC) No.1343/86. Official Journal, L. 119 (8. 5.
1986)
- [51] Council Regulation (EEC) No.773/87. Official Journal, L. 78 (20. 8.
1987)
- [52] Council Regulation (EEC) No.774/87. Official Journal, L. 78 (20. 3.
1987)

共通農業政策下におけるMMBの活動に関する一考察

- [53] Council Regulation (EEC) No.775/87. Official Journal, L. 78 (20. 3. 1987)
- [54] Council Regulation (EEC) No.776/87. Official Journal, L. 78 (20. 3. 1987)
- [55] Council Regulation (EEC) No.2998/87. Official Journal, L. 78 (8. 10. 1987)
- [56] Council Regulation (EEC) No.1109/88. Official Journal, L. 78 (29. 4. 1988)
- [57] The Dairy Produce Quotas Regulation 1984, (SI 1984 No.1047)
- [58] The Dairy Produce Quotas Regulation (Definition of Base Year Revision Claim) Regulation 1984 (SI 1984 No.1048)
- [59] The Dairy Produce Quotas (Amendment) Regulation 1984 (SI 1984 No.1538)
- [60] The Dairy Produce Quotas (Amendment) (No.2) Regulation 1984 (SI 1984 No.1787)
- [61] The Dairy Produce Quotas (Amendment) Regulation 1985 (SI 1985 No.509)
- [62] The Dairy Produce Quotas Regulation 1986 (SI 1986 No.470)
- [63] The Dairy Produce Quotas (Amendment) Regulation 1988 (SI 1988 No.534)

〔付記〕

小稿作成にあたっては、小林康平先生（九州大学農学部教授）にご教示を賜りました。記してお礼申し上げます次第です。